

第7回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

1 日 時 令和4年9月27日(火)午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 市役所東庁舎2階第1会議室

3 出席者

委員

唐牛 歩	青田 由幸	鈴木 理香
若松 蓉子	林 勝典	高田 妙子
大内 保史	細田 三起子	門馬 忠昭
佐藤 拓也	伏見 伸一郎	森岡 和人
西 チイ子		

事務局

市民生活部長	佐々木 忠
市民課長	佐藤 弥生
市民課総合相談担当係長	馬場 千津子
市民課総合相談担当主任主査	山田 一栄

4 欠席者

委員

佐藤 清彦	中島 紀子	佐々木 孝
渡部 正孝		

5 会議次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 会議録署名人の指名
4. 書記の指名
5. 議事
 - (1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)について
 - (2) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会スケジュール予定(修正)
 - (3) その他
6. 閉会

6 提出書類

- 資料1 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会中間報告書(案)
資料2 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会スケジュール予定

7 会議の結果

1. 開会

2. 委員長挨拶

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

前回からの継続案件についての協議となりますが、条例原案が早く作れるよう、みなさまの活発なご意見をいただきますようご協力をよろしく願いいたします。

3. 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、次第の3の会議録署名人の指名をいたします。会議録署名人の指名については、委員名簿の順番で、2名の方を会議開催ごとに順番で指名となっておりますので、本日の会議録署名人には、鈴木 理香委員、大内 保史委員を指名いたします。

4. 書記の指名

(委員長)

次に、書記の指名について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の山田 一栄主任主査を指名いたします。

5. 議事

(委員長)

議事に入る前に前回の報告をお願いします。

(総合相談担当係長)

第6回委員会の協議内容について報告。

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1により、報告書(案)について説明。

(委員長)

①の報告書の内容確認について協議いたします。ご意見等ございますか。

(委員)

障がい者の人権についての考察のところになりますが、先日、WHO障害者権利条約を批准した国のその後の調査がジュネーブであり、日本政府も参加したのですが、75項目の勧告を受けました。教育を受ける権利に差別はないですかというところで、日本の場合は、学校に入るところで、障がいがあると、支援学級、支援学校に分けられる。これは、分離であり差別になる。等しく教育を受ける権利がないということで、相当の数で是正しなさいと勧告された。それに対して、文科大臣のコメントは、この支援学級・支援学校の仕組みは、変えるつもりはないと言っている。ここで大きな過ちがあります。親にとっては、支援学級や支援学校でその子にあった教育を受けさせることにはなるが、これは、教育の問題であり、権利としては、子どもが、等しく教育を受ける権利、みんなといっしょに教育を受ける権利があります。しかし、普通の学校に入れても支援する仕組みになっていない。だから、親は、別な学校に入れることになる。インクルージョンという総合教育を目指すのであれば、その方向性を考えながら徐々に改革していかなければならない。小さな市町村でも、ちゃんと人権を考えていかないとならないと考えます。そうすると、今回の報告書の障がい者のところは、だいぶアバウトなものになっている気がしますので、もうちょっと具体的な文言をいれていかないとならないと感じています。これは意見ですので、これから、具体的なものを挙げていこうと思います。

(委員長)

障がいのある子も一緒に学校生活をおくることで、人権ということ意識

していくのだろうと思います。
その他にありますか。

(委員)

報告書(案)をみますと、どこにも学校教育ということが出て来る。学校での教育で、将来、人権を保障する社会ができていくと思わせる感じがありますが、大人社会で、子どもは大人をみて育つのですから、大人社会が同時に改革していかないといけないと思います。学校でも計画的に人権についてはやっているのですが、学校の中でもそんなに時間はとれない。だから、大人社会の改革も同時にやって、変っていかないと人権尊重は、守られていかないだろうと思います。そうした内容の文面が足りないような気がしますので、入れてもらえたらと考えていました。抜け落ちているところがないかと考えてみると、たとえば、行政の職員、官公庁の職員、企業の経営者などが、どのような努力をしなければならないかというところが、文章のなかに抜け落ちていると思います。また、条例の名称を、国立市では「平和なまちづくり・・・」としているように、南相馬市だと震災の復興とかとどう関連させしていくかもありますが、南相馬らしい条例名で、どこかの人権条例と同じでなく、南相馬の特色があっているのではと思いました。

(委員長)

委員からでました学校教育に関して学校教育以外に大切なこととして2ページに記載されてはいますが、これだけでは、少ないのかも含めて検討して、追加してもらってもいいのかなと思います。それから、文章について、もうちょっと簡単にできないかとも思います。理解がすぐできるような文言の作り方もあると思います。

また、社会全体で、どうやって浸透させるか。ただ、言うだけではだめで、何回も繰り返し話して、浸透させていくことを進める必要があると思います。ただ、何かをやるときに人権に配慮していますかと言っても、どうゆうことなのか、わからないのが、大多数なので、こういうことがダメなんです、ということをお話していけることが大事だと思います。

みなさんからもこういう文言がいいのではないかという意見があればお願いいたします。

(委員)

学校教育に頼りすぎではないかという意見には、その通りと思いますが、ただ、基本とする、このアンケート調査のなかで、一般市民が、学校教育をな

んとか活用できないかというような項目が、結構あって、みんな、そこに飛びついている。つまり、具体策がないので、とりあえずやれる教育機関として、学校だと思える人が多かったので、結果として、どの項目に対しても学校教育で、なんとかできないかということからマルを付けることになったと思います。

ただ、2ページにも学校教育でいろいろやっていることが、なかなか大変ですよということもふれてもらっているのと同時に、18ページの今後の方向性のところでも、ふれていただいています。欲を言えば、もう少し強く、学校教育も一つの手法であるが、今後、学校教育以外の社会のなかで人権啓発を具体的に進めていくようなことも考えていく必要があることにふれてほしいです。

特別支援の教育のことで、話ができましたが、われわれとしては、限られた人数、時間、制度のなかで、仕事をしている状況です。委員のおっしゃるようなことは、国がもっと考えて人材を投与してもらえば、いい教育を展開できるのですが、市町村レベルでは対応がむずかしいところで、本市においては、いろいろな支援員を配置してもらい、子どもたちが、通常教室でも学習できるような体制は整えています。保護者や本人の意思がなければ、支援学級には入れないということで学校教育はやっております。人権という大きな枠組みでいうと、まだまだ、考えなければならないことは、大いにあると思います。

ただ、条例のなかでどう取りこんでいくかということに関しては、そこだけを深掘りすることは、他とのバランスもあるので、考えなくてはならないと思います。

(委員長)

条例ができて、何かにつけて計画などを始める前に、人権に配慮されていますかと、ひとことあるだけで違うわけで、その点に気を付けてやっていけたらと思います。

その他にみなさんからありませんか。

(委員)

日本のもともとの文化が、国際的なものとか離れているのか、この辺のことが、基準となる人権侵害というものにおいて、ずれているのかもしれませんが、そもそも人権を学ぶところからはじめないと、大きな問題として捉えてない市民が多いのではないかと思います。南相馬市の条例を作ることによって、すぐが変わるということよりも、何が人権問題なのかを考えた場合、

たとえば、日本の男女平等は、世界でいう男女平等とは、レベルが全然違うと思います。文化的な違いもあるのですが、その辺からして、ずれている。そういうところを、掘り下げていくきっかけになるような市民レベルの条例としてのイメージで、個人的には考えているのですが、具体的に施策までにつながっていくような市民レベルの条例を、限られた時間で作り上げていけるのか、参画して疑問を感じているところもあります。行政としてどのような条例を作り具体的に、どのように進めていくのかというところを確認しておきたいと思います。

(委員長)

事務局

(事務局)

条例制定のきっかけとしては、原発事故による人権侵害、さらにコロナウイルス感染による人権の問題が出てきて、改めて市として人権に対する手立てが必要か考えるにあたり、その基本理念としての条例をつくっていく必要があるということから、この委員会を設置し皆様をお願いしたところです。実際、いろいろな分野がありますので、各分野で考えたことを包括する条例を作っていくことになるが、進行管理をしていかなければならない。例えば、条例のなかに審議会の設置が必要だろうだろうと考えています。それによって、南相馬市としての独自の人権についての取組みが行われているか確認できるようにしなければならない。さらに、100年のまちづくりを進めるには、人と人とのつながりが大事ですから、そのために大切なことは人権だろうと考えますので、みんなが助け合い、尊重し合っているような地域社会にしていくために大事なものと捉えています。今は、中間報告ということで、何が足りなくて、何が必要かを考えて、この条例に含めていくことで検討していますが、それをただ作っただけでなく、それを実行に移すプロセスとしての理念条例とも思っていて、今後、条例の骨組みに入っていくスケジュールになっているので、そこで議論をしていただければと思います。

(委員長)

議題の①が②に移っている感じですので、両方について進めますが、私の意見を言わせてもらいますと、条例というものは、制定をすることによって、例えば、総合計画があり、そのなかに、人権に配慮した計画でやってくださいというように、人権がはいることにより、いろいろと人権を侵害すること

がないような計画の立て方、配慮がされ、色々な面で話すことによって、じわじわと広がって浸透していくのではないかと思います。

私たちは、とりあえず、この報告書をまとめて、条例を作り、そのうえで、まずいところがあれば、さらに、検討するということになります。そして、審議会というのは、制定された条例の通り進捗していますか、役に立っていますか、とかいうことについて審議することになるだろうと思います。

(委員)

私たちは、条例（案）を作るまでということですね。

(事務局)

条例案ができれば、パブリックコメントにかけ、そこで出てきた意見などをうけて、修正や加筆をすることとなります。

(委員)

その修正などについても委員会で協議することになるのですか。

(事務局)

そうなります。そのうえで、議会に提案することになり、議決されれば制定されます。ただ、条例を作っただけでは、だめなので、あわせて、市民や企業などへ啓発することがひとつ、加えて、理念条例なので、市民の役割、企業の役割、行政の役割がでてきますので、それに向けて、どういうアクションをつくり、それにあわせて取り組んでいかなければならないのが行政の仕事になると思います。周知とともに、市民、企業に協力してもらわないとならない。そして、審議会とは、なにかというと、条例を作ったことによって、どう事業展開していくのか、どこにターゲットを置いて、どういうふう
に人権というものに配慮していくのかという計画づくりを行政でやっていかなければならないので、その作られた計画を審議会に諮ったうえで、事業展開をしていくこととなります。あくまでも、この委員会は、条例制定を作るまで、ご意見をいただきながら協議していくまでで、審議会については、条例に取り込まれることになれば、別なものとして組織されて、役割は変わると理解していただきたい。

(委員)

条例を3月まで、作れますか。

(事務局)

前に、条例骨子は作らせていただいていますので、それに、今回、ご審議いただいております報告書の方向性や趣旨というものを前段に設けながら進めてまいります。

(委員)

市には、条例がいっぱいあると思いますが、人権に関する条例のようなものはありますか。

(事務局)

自治基本条例や子ども条例に人権という言葉が、ちょっと、あるくらいで、人権尊重にはふれていないし、男女共同参画計画はありますが条例はありません。

(委員)

条例の文案づくりは、事務局でやってくれるということですね。

(事務局)

たたき台となるものを事務局である程度作成し、ご議論いただくこととなります。先進地視察を参考としたり、各方面から委員の方には、委員会に入らせていただいていますので、こういった取組みを实际したらいいかなどの、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

(委員長)

議題の①と②が一緒に、議論されているようなので、20ページ、21ページの内容も含めて、ご意見等をお願いいたします。
今日の段階で、中間報告については、まとめて行きたいと思っております。

(委員)

20、21ページで、条例制定に向けてのまとめの①、②は、内容が、違うレベルに感じますので、整理が必要と思っております。
提案として、①の部分を課題として、まとめて、いくつか挙げる形にしてはどうでしょうか。

(委員長)

①の無関心層への対応のところを、これまでに出た課題をいくつか挙げる

かたちでまとめることとします。
他にありますか。

(委員)

市の後期総合計画で、100年のまちづくりが基本にあるとすれば、この条例も、この総合計画の実現するために必要となるなら、必要性のところに、100年のまちづくりについて入れていく必要があるのではないかと思います。また、条例制定の目的のところ、もう少し明確にしていかないと、ぼやつとしたものになるのではないかと思いますので、とりかかりとしては、3.11の被災地といくことで、10年以上晒されてきて、除染のために各地からいろんな人がいらして、復興のためにいろいろな企業が入って、結果的に多様な地域になっているのではないかと思います。市民全体で復興を盛り上げていくために、多様性を重視したうえで、住みやすいまちをつくっていくという姿勢を示していけばよいと思いますし、この条例の目的に掲げることができるのではないかと思います。あとは、条例としての全体のイメージとして、おもいやりを全面に出すのか、差別撤廃を全面に出すのか、多様性の受容を全面にだすのかです。羅列してしまうと、たぶん、全体的に、はっきりしない感じになってしまいます。条例の名称についてもそうですが、市として、市民としてどういったまちをつくっていきたいかというのが、現れてくるものだと思います。そのために、今後、たたき台ができてから絞り込んでいくことになるものだと思います。

(委員長)

先ほどからあるように、何のために必要なかをわかりやすくとらえられるよう進めていきたいと思います。
他にありますか。

(委員)

8ページの障がい者に関するところで、二か所の見直しの検討をしていただきたい。ひとつが、「障がい者は、さまざまな障がいがあっても同じ人間です」というところで、上から目線に感じます。ふたつめが、「社会のなかの差別を無くすバリアフリーの取組みを・・・思いやりのある施策・・・」とあるが、「思いやりのある」という言葉も同じく捉えられることからなくしてほしい。

(委員長)

それ以外にありますか。

(委員)

一番大事な基本的人権の尊重という言葉が、なかったように思いますので、最初に、基本的人権について入れてもらった方がいいと思います。

(委員長)

基本的人権について記載されているところではありますが、全体に薄いという事なので最初のページなどで、検討してみてください。

それでは、ほかになれば、(2) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会スケジュール予定についての修正について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2により説明。

(委員長)

今後、毎月の委員会開催になりますが、ご協力をよろしく願いいたします。パブリックコメントについては、周知方法も工夫して、意見をしっかりいただくようにしたいと思います。

その他、皆様から何かありますか。

なければ、(3) その他について、次回に開催が、10月26日(水)になっておりますが、都合により、27日(木)に調整をいたします。

ほかになれば、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

6. 閉会